

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

岩出市長(以下「実施機関」という。)が、本件審査請求の対象となった「発達相談員の氏名等のリスト(2017～2019年度)」の公開請求(以下「本件公開請求」という。)について行った全部非公開の決定は、一部を取り消し、発達相談員の住所、郵便番号、携帯番号及び電話番号に係る部分を除き公開すべきである。

### 第2 審査請求の経過

- 1 令和元年5月30日(受付は5月31日)、審査請求人は、岩出市情報公開条例(平成12年岩出町条例第22号。以下「条例」という。)に基づき、実施機関に対し、本件公開請求を行った。
- 2 同年7月1日、実施機関は、本件公開請求に対して、公開決定期間の延長を行った上で、対象となる公文書を発達相談員3名の氏名、住所、郵便番号、携帯番号及び電話番号などの情報が記載された名簿(以下「本件対象文書」という。)と特定し、条例第9条第2号に規定する個人情報であるとして、その全部を非公開とする旨の決定(以下「本件処分」という。)を行った。
- 3 同年8月29日(受付は8月30日)、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条に基づき、実施機関に対し、審査請求を行った。

### 第3 審査請求の趣旨

発達相談員の氏名リスト(2017～2019年度)の公開を求める。

### 第4 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

- 1 発達相談等は、本来、市町村が行わなければならない責務であると発達障害者支援法に記載されている。つまり、外部に委託をすることが可能なだけで、岩出市が実施すべき公的業務を民間の人がやってるからということとは非開示の理由にならない。  
発達相談員は、職務の内容が公務に準する公益性や公共性を有しており、公務員の職務を代行しているものであるから公務員とみなし、岩出市情報公開条例第9条第2号ウと同等の扱いをすべきである。
- 2 発達相談員と岩出市は、「発達相談事業」という事業契約を締結している。

岩出市は事業そのものを委託しており、一個人に事業を委託することは、一般的に考えられない。また、発達相談員は受注者となっており、通常は、個人を指すものではなく受注を受けた企業そのものである。岩出市が行うべき事業の受注を受けている発達相談員は、事業を営む個人であり、岩出市情報公開条例第9条第2号には該当しない。

3 岩出市は委託料を発達相談員に報酬として支払っており、税法上においても個人事業主である。また、発達相談を行うには何らかの資格（臨床心理士等）を有していると思われ、その資格を活用してフリーランスで活躍している者もいることから個人事業主と判断できる。

4 発達相談は、岩出市母子保健体制体系図にも組み込まれている通り、非常に公益性の高い事業である。発達相談事業委託契約書第7条においても守秘義務が強く求められている。この相談によって、今後の未就学児の進路が大きく分かれていくことになり、市民にとっては、身体、健康、生活面において重大な影響を及ぼしかねない。このことから、市民は発達相談員の氏名、経歴や資格等どのような人物が本来、岩出市の公務員が行う業務を委託しているのか知る権利がある。

よって、発達相談員の氏名等の公開については、岩出市情報公開条例第9条第2号エに該当する。

## 第5 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張を総合すると、概ね次のとおりである。

1 発達相談員とは、実施機関から発達相談の実施について委託された臨床心理士等の資格を有する者である。発達相談とは、発達障害者支援法第5条の「市町村は、母子保健法第12条及び第13条に規定する健康診査を行うに当たり発達障害の早期発見に十分留意しなければならない。」とする規定を受けて実施機関が乳幼児健診にあわせて実施する発達検査や相談などのことである。

2 本件対象文書は、年度ごとに作成し保管しているものではない。

3 本件対象文書に記載されている情報については、条例第9条第2号に規定する個人情報に該当するとして発達相談員のプライバシーを保護するため非公開としたものである。

## 第6 当審査会の判断

当審査会は、審査した結果、次のように判断する。

1 本件対象文書について

(1) 本件対象文書は、実施機関の職員が職務上作成した発達相談員3名に係る氏名、住所、郵便番号、携帯番号及び電話番号などの情報が記録さ

れた名簿である。

- (2) 本件対象文書について、実施機関は、条例第9条第2号に規定する個人に関する情報であるとして非公開が妥当である旨主張している。一方、審査請求人は、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって同号に規定する個人に関する情報ではなく、個人に関する情報であるとしても同号ただし書ウ及びエに規定する公益上公開することが必要と認められるものであるから公開が妥当である旨主張している。この点について検討を行う。

## 2 本件処分の妥当性について

- (1) 条例第9条第2号では、非公開情報として「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別され、又は識別され得るもの」と規定している。これは、条例第3条の規定と相まって、情報公開制度の下においても個人のプライバシーの保護が個人の尊厳にかかわる基本的人権の尊重の立場から強く求められるものであることから、個人に関する情報は、原則として公開しないことを定めたものであるが、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公表されていたもの又は公益上公開することが必要と認められるものがあることから、同号ただし書アからエまでに規定するものについては公開することとされている。

また、本号では、「事業を営む個人の当該事業に関する情報」を除外し、条例第9条第3号で判断することとしている。これは、事業を営む個人の当該事業に関する情報は、個人に関する情報ではあるものの、当該事業に関する情報としての側面が強いため、法人等の事業活動に関する情報と同様の基準により判断することが適当であることから、本号から除外されているものと解される。ただし、事業を営む個人の当該事業に関する情報であっても、その事業とは直接関係がない個人に関する情報については、第2号により判断すべきであると解する。

- (2) 条例第9条第3号では、非公開情報として「法人その他の団体（国及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等若しくは当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるもの」と規定している。これは、法人等及び事業を営む個人の正当な事業活動の自由は保障されるべきものであり、その正当な権利利益も保護されるべきものであることから、公開することによって当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められる情報については、公開しないことを定めたも

のであるが、公開することに優越的な公益が認められるものもあることから、同号ただし書アからウまでに規定するものについては公開することとされている。

- (3) 発達相談員は、実施機関からの委託を受けて発達相談という事業を実施しているところ、事業を営む個人に該当すると認めることができる。そこで、本件対象文書に記載されている情報が事業を営む個人の当該事業に関する情報であるか、また、条例第9条第2号又は第3号に規定する非公開情報に該当するかについて検討を行う。

ア 氏名について

一般的に、発達相談員の氏名については、事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的な地位その他正当な利益が損なわれると認められるものではないから、条例第9条第2号及び第3号に規定する非公開情報に該当するとは認められない。

イ 住所、郵便番号、携帯番号、電話番号について

当審査会において、実施機関に確認したところ、本件対象文書に記載されている住所、郵便番号、電話番号については、発達相談員各自の自宅に係るものであり、携帯番号については発達相談員各個人が所有する携帯電話に係るものであるとのことであった。そうすると、これらの情報については、事業を営む個人の情報であっても当該事業に直接関係のない個人の私生活の本拠ないしその連絡先としての側面が強い情報であって、公益上公開することが必要と認められるものではないことから、条例第9条第2号に規定する非公開情報に該当すると認めることができる。

ウ 上記ア及びイ以外の情報について

本件対象文書を確認したところ、項目名など上記ア及びイ以外の情報が記載されているが、これらの情報については、非公開とすべき特別な事情は認められない。

3 結論

以上の理由により、当審査会は、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第7 審査会の審査の経緯

年月日	内 容 等
R01・09・24	実施機関からの審査請求に係る諮問書の受理

R01・09・26	審査会から実施機関に対して弁明書の提出依頼
R01・10・09	実施機関からの弁明書（正副2通）の受理
R01・10・11	審査請求人に対して実施機関の弁明書（副本）の送付と反論書の提出依頼
R01・10・24	審査請求人からの反論書（正副2通）の受理
R01・11・19	諮問に対する答申を行うための審査会の開催 ・審査請求人から意見陳述 ・実施機関担当者から説明の聴取
R01・12・03	諮問に対する答申を行うための審査会の開催